

品川区コンプライアンス推進指導員に関する運用要綱

制定 令和6年8月6日 区長決定 要綱第 286 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区の行政執行に係る法的な問題に対して、コンプライアンス推進指導員（以下「指導員」という。）が専門的な助言および指導等を行うことにより、行政執行の適正化を図るとともに、区職員の法令に関わる規範性を高めることで、もって区民から信頼される区政の実現を目指すことを目的とする。

(区分)

第2条 指導員は、コンプライアンス全般に対処する指導員（いじめに対処するものを除く。以下「全般指導員」という。）およびいじめに対処する指導員（以下「いじめ指導員」という。）の2つに区分する。

(所掌事務)

第3条 指導員の所掌事務は、公務の執行に関連する事項であって、次の各号それぞれ掲げるものとする。

(1) 全般指導員

ア 全庁業務

(ア) 区の行政執行に係る紛争リスクの管理等に係る法律相談に関すること。

(イ) 契約書その他の書類作成時におけるリスク管理に係る指導または助言に関すること。

(ウ) その他法律的判断に基づく対応が必要となる事項に関すること。

イ 主管業務

(ア) 職員の各種ハラスメントに対する苦情処理調査対応および対応方針への法的助言等に関すること。

(イ) 職員の事件・事故に対する調査対応および対応方針への法的助言等に関すること。

(ウ) その他コンプライアンスに関すること。

(2) いじめ指導員

区立学校に在籍する児童・生徒のいじめ問題への対処に関すること。

(相談方法)

第4条 各課の課長(担当課長および副参事を含む。以下「課長等」という。)は、前条第1号アに掲げる事項に関して相談(以下「法律相談等」という。)する場合は、品川区電子申請サービスにより、区長室総務課コンプライアンス推進担当課長(以下「コンプラ担当課長」という。)あてに行うものとする。

(対応等)

第5条 コンプラ担当課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、すみやかに全般指導員と調整のうえ、相談の日時、場所および対応方針を決定し、当該依頼をした課長等に対して承諾通知書を送付しなければならない。

2 前項の規定による連絡を受けた課長等は、当該連絡後、法律相談等をする必要がなくなったときは、直ちに担当課長にその旨を連絡しなければならない。

3 全般指導員は、担当課長の指揮を受け、第1項による対応方針等に基づき対応を行う。

4 前項の規定による対応を行った全般指導員は、その結果を担当課長に法律相談等対応報告書により報告するものとする。

(対応結果の報告)

第6条 コンプラ担当課長は、前条の規定による対応を行った結果を、課長等に法律相談等結果報告書により報告するものとする。

(庶務)

第7条 指導員に関する事務は、区長室総務課コンプライアンス推進担当において処理する。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長室長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。